

近く退職を予定されている皆様へ

# 任意継続組合員制度について

## 1 退職後の医療給付について

組合員が退職した場合には、右の図のとおり①医療保険に加入、②家族の被扶養者、③任意継続組合員のうちいずれかを選択することになります。

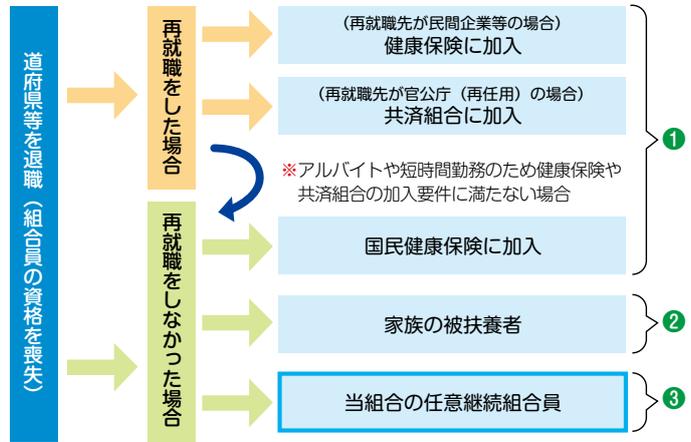
## 2 任意継続組合員制度について

### (1) 任意継続組合員制度とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員になることを組合（支部）に申し出ることにより、退職後2年間、在職中の組合員とほぼ同様の短期給付を受けることができる<sup>(※)</sup>制度です。

任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に、組合（支部）に申し出て、掛金を納付することが必要です。

※ 休業手当金等の短期給付を受けることができないものもあります。



### (2) 任意継続掛金

#### ア 任意継続掛金の額

任意継続掛金は、掛金の標準となる額に掛金率<sup>※</sup>を乗じた額となります。

掛金の標準となる額は、次の額のうちいずれか少ない額になります。

- 退職時の標準報酬月額
- 地方職員共済組合の全組合員の令和2年9月30日における平均標準報酬月額（令和3年1月下旬に当共済組合のホームページに掲載される予定です。）

※ 現行の掛金率は86.36/1,000となっております。

#### イ 任意継続掛金の納付方法

任意継続掛金は、組合（支部）から送付する納付書で納付いただきます。

納付方法は、毎月払い、前納（半年払い又は1年払い）があります。

初回の掛金は、退職の日から20日以内に払い込まなければなりません。

※愛知県支部では「掛金通知書」を送付しますので、通知に基づいて、掛金を納付してください。

### (3) 任意継続組合員の資格の喪失

任意継続組合員の方が、次のいずれかの事由に該当するときは、その翌日（④又は⑥に該当するときは、その日）から、その資格を喪失します。

- 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- 死亡したとき
- 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき
- 国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者となったとき
- 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合（支部）に申し出て、その申出が受理された月の末日が到来したとき
- 後期高齢者医療の被保険者等となったとき

◆手続き等の詳細につきましては、支部の担当者までお問い合わせください。